

事務連絡
令和2年2月26日

都道府県
各 日常生活自立支援事業主管部局 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

新型コロナウイルス感染防止等のための当面の日常生活自立支援事業の
業務における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染拡大防止に係る留意点については、令和2年2月24日付事務連絡（別添）により周知されていますが、日常生活自立支援事業の業務においても、これを参考に事業実施するとともに、下記の留意点も踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めることが必要です。

各都道府県・指定都市におかれては、都道府県・指定都市社会福祉協議会に対し、周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、日常生活自立支援事業において使用するマスクやアルコール消毒液等の感染防止に係る物品については、事業費から支弁して差し支えないことを申し添えます。

記

1 相談業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを

着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

(4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

2 来所者への対応

- (1) 来所者が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。
(参考) 厚生労働省特設 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- (4) 感染した来所者及び感染が疑わしい来所者（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

4 職員・来所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議やセミナー等については、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

電話：03-5253-1111（内線2228）